

令和4年5月9日

議員各位

村上市議会議長 三田 敏秋

政務活動費の取扱いについて

このことについて、去る5月6日開催の議会運営委員会委員長及び総務文教常任委員会正副委員長による政務活動費の審査内容に基づき、今後は下記のとおり取扱いくださるようお願いいたします。

記

【広報費について】

広報紙の内容に議員の調査研究活動以外の部分が見受けられるが、広報を効果的に行うためには、まず市民に報告書を読んでもらう必要がある。興味を惹くことも重要な要素になり、その部分を政務活動費の充当から除外（案分）していることは適正な取扱いである。しかし、調査研究活動以外の内容の掲載については、慎重な判断が必要であり、選挙活動、政党活動、後援会活動及び議員自身の営利目的と捉えられる内容は掲載すべきではないことから、広報紙作成に当たり政務活動費を充当して良いか判断に迷う場合は、事前に議会事務局に相談してほしい。

【資料購入費について】

書籍購入の時期が年度末に集中していることが見受けられる。議員の活動は年度ごとに完結しない継続的なものであり、年度末に書籍を購入すること自体は違法な支出ではない。しかし、購入時期が2月、3月に集中していることで、政務活動費の運用に対する住民の不信感を招くことがないよう留意すべきである。また、これらの書籍等を購入して活用することが、市議会における議員の政策立案や監視権行使にどのような効果を及ぼすのか、市政との関連性や購入時期などの説明をできるようにしておく必要がある。

【政務活動費の活用について】

令和3年度政務活動費の執行率（交付決定額に占める対象経費の割合）は、次のとおりである。村上市補助金要綱で適正な執行となっているため、引き続き執行率が上がるように配慮願いたい。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会派	83.67%	0.00%	80.16%
無会派	56.36%	—	—
議員	81.43%	84.07%	88.07%